

公益社団法人日本観光振興協会定款等の改定について

1. 趣旨

公益社団法人日本観光振興協会の会費は、前身となる（旧）社団法人日本観光協会時代の平成9年に会費の改定を行って以来、会費の改定を行ってきませんでした。しかしながら、社会的な物価の上昇などから、当協会の財務基盤の強化を図るため、四半世紀ぶりに会費の改定を行うとともに、新たに入会金を設けることといたしました。

なお、この度の会費の改定等に当たっては、令和6年10月1日以降に入会する会員を対象として実施することとし、既存会員の会費については、据え置くことといたします。

また、定款に新たに入会金を規定することに併せて、現状運用を停止している賛助会員制度を廃止し、会員制度を正会員のみといたしました。

＜定款改定等のポイント＞

1. 定款の改定

- ・新たに入会金を設定する。
- ・賛助会員に係る規定を削除する。

2. 会費規程等の改定

- ・既存会員及び令和6年9月30日（必着）までに入会の届け出があった会員については、現状の会費額（年会費120千円（町村会員60千円）以上とする（今回の会費改定は適用しない））。
- ・新規入会会員については、令和6年10月1日以降に入会する会員を対象として改定後の会費を適用する。
- ・具体的な改定内容として、新規入会時に入会金として、20千円（不課税）をお支払いいただくこととする。また、新規に入会する会員の年会費を現行の120千円（町村会員60千円）以上から180千円（町村会員90千円）以上に改定する（会費額はいずれも不課税）。

2. 公益社団法人日本観光振興協会定款の改定

改正	現行
<p>(会員の資格及び種類)</p> <p>第6条 本会の会員は、正会員又は賛助会員の2種とする。</p> <p>2 本会の正会員は、観光に関係ある事業を行う者又は本会の目的及び趣旨に賛同して会員になろうとする者であって、理事会の承認を得た者とする。</p> <p>3 前項の正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>4 賛助会員は、本会の事業を賛助するため会員になろうとする者であって、理事会の承認を得た者とする。</p>	<p>(会員の資格及び種類)</p> <p>第6条 本会の会員は、正会員又は賛助会員の2種とする。</p> <p>2 本会の正会員は、観光に関係ある事業を行う者又は本会の目的及び趣旨に賛同して会員になろうとする者であって、理事会の承認を得た者とする。</p> <p>3 前項の正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>4 賛助会員は、本会の事業を賛助するため会員になろうとする者であって、理事会の承認を得た者とする。</p>
<p>第7条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に所定の事項を記入して、本会に提出するとともに、別途定める入会金を納付するものとする。ものとする。</p>	<p>第7条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に所定の事項を記入して、本会に提出するものとする。</p>
<p>附 則(平成 25 年 6 月 12 日改正) この定款は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 6 月 9 日改正) 1 この改正は、平成 28 年 6 月 9 日から施行する。 2 改正前の定款第 6 条の会員は、改正後の定款第 6 条の正会員とみなす。</p> <p>附 則 (平成 30 年 6 月 8 日改正) 1 この改正は、平成 30 年 6 月 8 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 6 年 6 月 6 日改正) 1 この改正は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成 25 年 6 月 12 日改正) この定款は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 6 月 9 日改正) 1 この改正は、平成 28 年 6 月 9 日から施行する。 2 改正前の定款第 6 条の会員は、改正後の定款第 6 条の正会員とみなす。</p> <p>附 則 (平成 30 年 6 月 8 日改正) 1 この改正は、平成 30 年 6 月 8 日から施行する。</p>

3. 公益社団法人日本観光振興協会会費規程の改定

改定案	現 行
<p>(入会金)</p> <p>第2条 本会に入会を希望する者は、入会金を納入しなければならない。</p> <p>2 入会金は、総会において別途定める額とする。</p>	<p>(なし)</p>
<p>(会費)</p> <p>第3条 会員は、入会以後、毎年年会費を納入しなければならない。</p> <p>2 年会費は、総会において別途定める額とする。</p>	<p>(会費)</p> <p>第2条 会員は、入会以後、毎年年会費を納入しなければならない。</p> <p>2 年会費は、総会において別途定める額とする。</p>
<p>(会費の用途)</p> <p>第4条 前条の会費は、毎事業年度における会費総額の5割以上を定款第5条に定める事業費に使用する。</p>	<p>(会費の用途)</p> <p>第3条 前条の会費は、毎事業年度における会費総額の5割以上を定款第5条に定める事業費に使用する。</p>
<p>(会費の納入時期)</p> <p>第5条 会費の納入は、年1回とし、毎年10月末までに納入することとする。</p> <p>ただし、新規会員は入会時に納入することとする。</p>	<p>(会費の納入時期)</p> <p>第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年10月末までに納入することとする。</p> <p>ただし、新規会員は入会時に納入することとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、公益社団法人日本観光振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。</p> <p>附 則（令和6年6月6日改正）</p> <p>この改正は、令和6年10月1日以降に入会申込書を提出した団体から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、公益社団法人日本観光振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。</p>

4. 公益社団法人日本観光振興協会の会費の設定について改定

平成 30 年 6 月 8 日制定

令和 6 年 10 月 1 日改定

公益社団法人日本観光振興協会の会費について、定款第 7 条及び第 8 条並びに会費規程第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、会員の会費及び入会金を次のとおり定める。なお、令和 6 年 9 月 30 日以前に入会した会員については、入会時点での会費規程を適用するものとする。

項目	正会員	賛助会員	
	法人・団体	法人・団体	個人
対象	観光に関係ある事業を行う者又は本会の目的に賛同して会員になろうとする者	本会の事業を賛助するため会員になろうとする者	
資格	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員 (総会での議決権を有する)	—(総会での議決権を有しない)—	
会費 (年額)	年会費 180 千円以上 (但し、町村及びその観光協会については、90 千円以上)	30 千円以上	10 千円以上
入会金 入会年度のみ	20 千円		